

## ○ 注意事項

(工事の最低制限価格等の範囲・算定基準の改正について)

- 1 本市における近年の実態等を踏まえ、ダンピング受注防止対策の更なる強化を図るため、工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格における上限枠を92%から94%に引き上げます。
- 2 上記1は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

	改正前		改正後
営繕工事以外の工事	<b>【範囲】</b> 予定価格の75%～ <b>92%</b>		<b>【範囲】</b> 予定価格の75%～ <b>94%</b>
	<b>【算定基準】</b> ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額		<b>【算定基準】</b> ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額
営繕工事	<b>【範囲】</b> 予定価格の75%～ <b>92%</b>		<b>【範囲】</b> 予定価格の75%～ <b>94%</b>
	<b>【算定基準】</b> ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額		<b>【算定基準】</b> ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額

※ 上記算定基準による合計にランダム係数を乗じて得た額に100分の110を乗じて算出

※ 工事の設計等の業務委託は、変更なし